

令和6年度  
高槻市定住促進プロモーション業務  
募集要項

令和6年4月23日

高槻市 街にぎわい部 観光シティセールス課

## 【目 次】

第1 趣旨	.....	P 1
第2 業務概要	.....	P 1
第3 業務実施事業者の選定方法等	.....	P 1
1 事業者の募集及び選定方法		
2 審査方法		
3 審査基準		
第4 応募資格	.....	P 2
第5 応募の手続き	.....	P 2
1 募集等のスケジュール		
2 提出書類		
3 企画提案書の作成等		
4 書類審査の実施		
5 ヒアリングの実施		
6 選定結果の発表		
7 失格事項		
第6 その他留意事項	.....	P 6
第7 問合せ先（担当窓口）	.....	P 6

## 第1 趣旨

---

本市は、大阪・京都の中間に位置する典型的なベッドタウンとして発展し、良質な住環境を備えた「住みよいまち」として認知されています。しかしながら、高齢化が進み、税収減少や扶助費の増大といった財政面の課題が表面化しつつあり、安定した都市経営を継続していくためには、その「担い手」となる概ね20～40歳代の定住人口増加を図る施策の推進が強く求められているところです。そうした背景の下、本市では、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、生産年齢世代をはじめとした定住人口の増加を目的として、良好な都市イメージを定着させるため、本市が有する魅力ある地域資源や特徴的施策などを、市内外へ積極的かつ効果的に情報発信することに取り組んでいます。

本業務は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく本市定住促進プロモーション事業の令和6年度の取組を企画立案し実施することで、本市の認知度向上及び良好な都市イメージの定着を図り、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標及び目標指標の達成に資することを目的とします。業務の実施については、優れたノウハウと意欲を持つ民間事業者を募集します。

## 第2 業務概要

---

- ・業務名：令和6年度高槻市定住促進プロモーション業務
- ・期間：契約日～令和7年3月31日（月）
- ・契約金額の上限：7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・業務内容：別紙「仕様書」のとおり

## 第3 業務実施事業者の選定方法等

---

### 1 事業者の募集及び選定方法

事業者の選定は「公募型プロポーザル方式」により行います。

### 2 審査方法

関係職員により構成する選定委員会において、資格審査、書類審査、ヒアリングを通じ業務実施事業者を決定します。なお、公正を期すため、提案者を原則匿名にして審査を実施します。

### 3 審査基準

- ・事業者の主要、同種業務の実績（5点）
- ・業務の実施体制及び人的資源（10点）
- ・本市の現状及び課題の分析（10点）
- ・業務の実施方針（5点）
- ・キャッチコピー、ロゴデザインの内容（10点）
- ・新規コンテンツの内容（20点）
- ・企画提案のプロモーション効果（20点）
- ・業務の組み立て及びスケジュール（10点）

- 業務期間中における本業務への専従度合い（5点）
- 業務に係る予算の妥当性（5点）

#### 第4 応募資格

---

応募者は次に掲げる全てに該当しない者とします。

- 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者
- 市の指名停止の措置を受けている者
- 破産法に基づき破産手続開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされた者又はこれに類似する倒産手続の申立てがなされた者（ただし、会社更生手続又は民事再生手続開始の決定を受けた後に審査を受けて入札参加資格を有する者を除く。）
- 高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第7条に規定する暴力団員等に該当する者
- 最近1年間の国税及び地方税を滞納している者
- 市長及び市議会の議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者及び支配人の地位にある団体
- 令和6年4月1日現在において、引き続き2年以上営業を行っていない者
- 令和6年4月1日現在において、過去2年間に国や地方公共団体とのプロモーション事業の実績がない者（国や地方公共団体と直接、契約を締結していない者）

#### 第5 応募の手続き

---

##### 1 募集等のスケジュール

募集のスケジュールは以下の通りです。

項目	時期（令和6年中）
募集要項の公表	4月23日（火）
応募者への業務説明 （動画で実施）	4月26日（金）～5月20日（月）正午
質問の受付期間	4月26日（金）～5月 8日（水）
質問に対する回答	5月10日（金）まで
応募登録申込書・誓約書・添付書類の締切	5月14日（火）まで
企画提案書の締切	5月20日（月）正午まで
書類審査	5月27日（月）
応募事業者ヒアリングの実施	6月 5日（水）
審査（選定委員会）	
事業者の決定	6月10日（月）
契約の締結	6月中旬（予定）

(1) 応募者への業務説明

日時：令和6年4月26日（金）から令和6年5月20日（月）正午まで

形式：本市 YouTube アカウントで動画を公開（限定公開）

※企画提案書の作成にあたり、事前に業務説明動画の視聴をお願いします。

※本動画の限定公開ページの URL をメールにて送付しますので、「第7 問合せ先（担当窓口）」までご連絡ください。

(2) 質問と回答

本企画提案に係る質疑については以下のとおりとします。

- ・受付期限：令和6年5月8日（水）午後5時まで
- ・受付方法：必ず所定の様式にて FAX もしくは E メールで提出してください。  
（様式第3号）

※E メールでの提出を希望する場合は、事前にご連絡ください。

- ・回答方法：寄せられたすべての質問と、質問に対する回答を令和6年5月10日（金）午後5時までに応募又は質問のあった事業社へ E メールにて回答します。

なお、質問を行った事業者名は公表せず、また意見表明と解されるものには回答しない場合があります。

2 提出書類

提出書類は以下のとおりです。

名称	様式等	締切
① 応募登録申込書	様式第1号	5月14日 (火) まで
② 誓約書	様式第2号	
③ 添付文書 ※入札参加資格者名簿に登載されている応募者は添付書類の提出は不要	ア 応募者の定款及び役員名簿 イ 登記事項証明書 ウ 代表者の印鑑証明書 エ 応募者の最近3期分の決算書（貸借対照表、損益計算書等） オ 応募者の概要書（会社案内等） カ 納税証明書の写し ※添付書類ア～カの様式は自由	
④ 委任状	様式第10号 ※契約に関する権限を委任する場合のみ提出	

⑤ 企画提案書	様式第5～9号、企画提案部分・見積書等については様式自由 ※作成に関しては下記参照	5月20日 (月) 正午まで
---------	--	-------------------

上記締切までに下記方法で提出してください。

- (1) 提出場所：高槻市街にぎわい部観光シティセールス課  
〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号  
TEL：072-674-7830  
FAX：072-674-7721

- (2) 提出方法：持参または郵送  
(提出期限厳守、郵送の場合、配達証明が取れる方法で必着)

### 3 企画提案書の作成等

#### (1) 作成上の注意事項

企画提案書は、事業の取り組み手法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な成果品の作成や提出を求めるものではありません。実施事業者決定後の具体的な実施内容については、提案書の内容を反映しながら協議の上、契約時に決定するものとします。

なお、企画提案書の作成にあたっては「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「高槻市定住促進プロモーション事業マーケティング調査結果報告書」を熟読し、業務説明動画を視聴のうえ、企画内容を立案してください。

#### (2) 企画提案書の構成、書式等

別紙「仕様書」を参照のうえ、企画提案書（様式自由）を作成してください。原則として全てA4判の用紙を用い、片綴じ、片面横書きとし、通し番号（ページ数）を付してください。

なお、提案者名を匿名として審査を実施しますので、企画提案書には提案者の名称を記載しないように注意してください。表紙の記載項目は件名（令和6年度高槻市定住促進プロモーション業務）、提出の日付とします。

- 企画提案書（様式第5号～第9号を含む。企画提案部分は様式自由）10部  
※動画を作成する場合は、絵コンテで作成し、企画提案書に含めてください。
- 見積書（様式任意）1部
- その他参考資料（補足資料、過去の業務における成果品等）1部

以下の項目に関しては、別添の各様式（様式第5～第9号）を使用して作成してください。

ア 主要業務・同種業務の実績について（様式第5号）

本業務の実施にあたり、有用となると判断される提案者の主要業務・同種業務の実績を、それぞれ最大5つまで挙げるとともに、貴社のアピールポイントについて記述してください。

イ 本業務の実施体制について（様式第6号）

提案者及び関係機関等を含めた業務実施体制を模式図にて示してください。提案者の社名については記載しないでください。（「弊社」等とする）

ウ 本業務の総括責任者及び担当者の主要業務実績等（様式第7号）

総括責任者を明示するとともに、担当者の実務経験、主要業務実績等について記載してください。また、本業務の期間中における全勤務時間のうち本業務が占めるおおよその割合についても記述してください。

エ 業務の概要（様式第8号）

企画提案の概要を一枚で簡潔に記載してください。

オ 実施スケジュール（様式第9号）

おおよその実施スケジュールを記述ください。

4 書類審査の実施

応募者多数の場合、提出された企画提案をもとに書類審査を行い、最大5社をヒアリング対象として選定します。

書類審査を実施した場合は、令和6年5月30日（木）までに選定結果をお知らせし、書類審査を通過した事業者については、企画提案の内容に関するヒアリングの詳細をお送りします。

5 ヒアリングの実施

書類審査を通過した事業者については、企画提案の内容に関するヒアリングを令和6年6月5日（水）に実施しますので必ず参加をお願いします。

時間、場所、持ち時間等の詳細は、事業者が確定後、別途通知します。

6 選定結果の発表

令和6年6月10日（月）までに文書にて選定結果をお知らせします。

7 失格事項

次の要件に該当した場合は、応募を無効とさせていただきます。

- 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- 選定の手続きにおいて不正な行為があったと市が認めた場合
- 応募資格を満たしていないことが判明した場合
- 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- その他不正行為があった場合

## 第6 その他留意事項

---

- 応募書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがあります。
- 応募書類及び追加資料は、返却しません。
- 応募書類及び追加資料は、「高槻市情報公開条例」に基づき、公開することがあります。
- 契約に当たっては、企画提案時に提出された見積書に記載の金額（税込み）にて随意契約を行うものとします。
- 受付期間の終了後における応募書類及び追加書類の再提出又は差替えは、原則として認めません。
- 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。
- 応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、選定結果の公表など市が必要と認める場合には、市は応募書類の内容を無償で使用できるものとします。
- 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとします。
- 個人情報については、「高槻市個人情報保護条例」に基づき、適正に管理します。なお、目的外利用をすることは一切ありません。

## 第7 問合せ先（担当窓口）

---

〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号  
高槻市 街にぎわい部 観光シティセールス課  
担当：森下、三原  
電話：072-674-7830  
FAX：072-674-7721